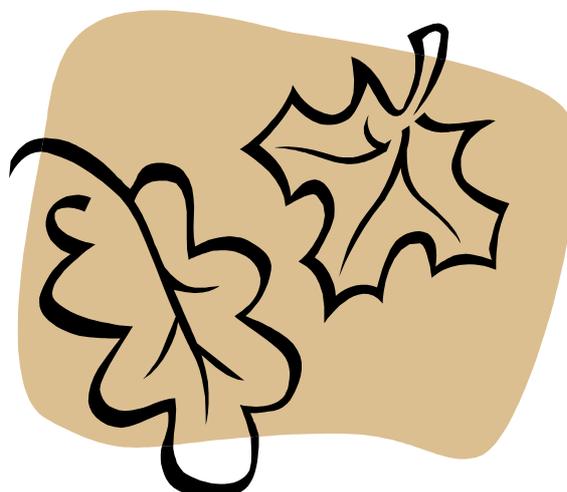


# 相続手続きに関するご案内



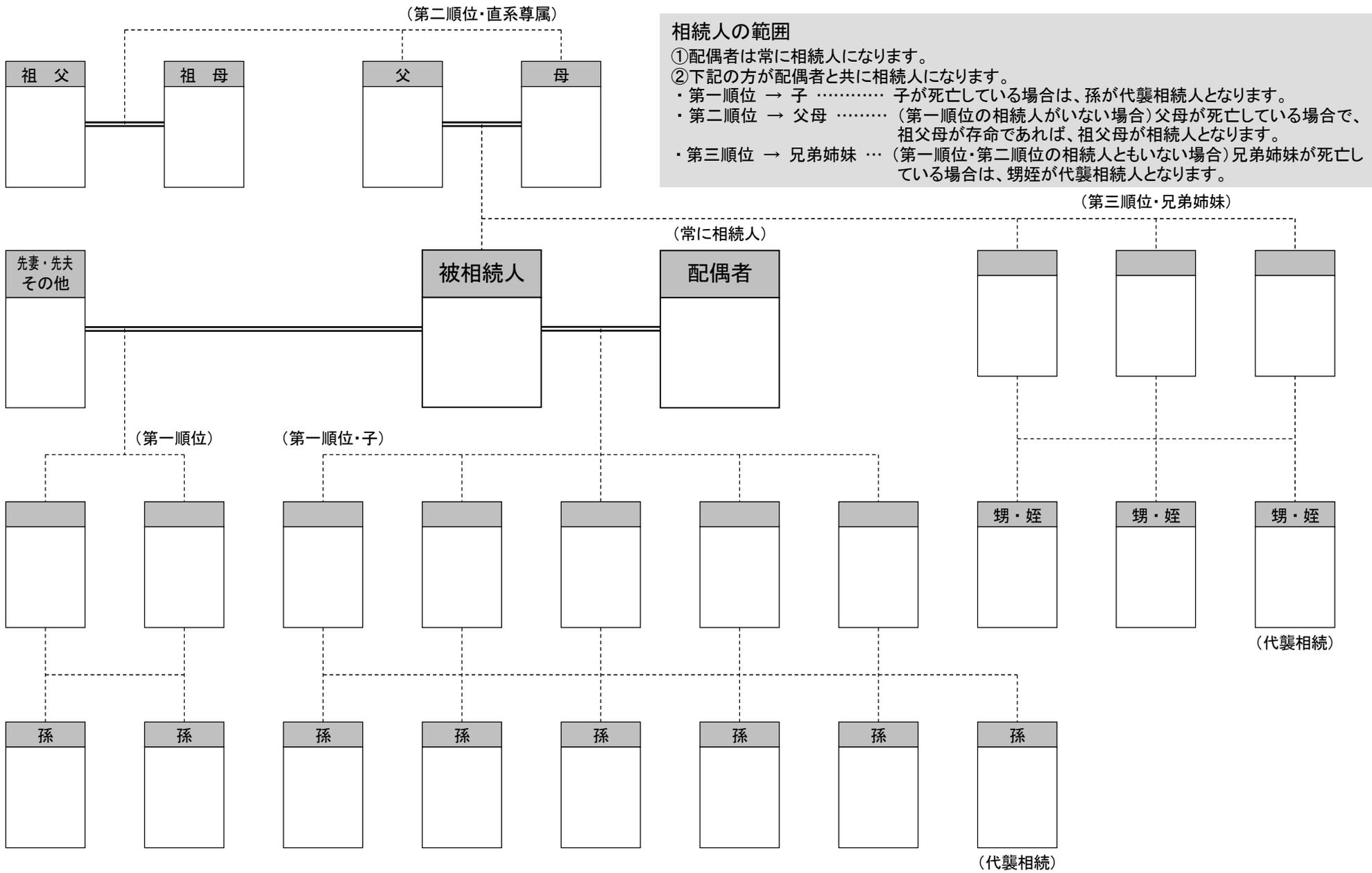
取扱店 \_\_\_\_\_

この冊子には、お亡くなりになられた方のご預金等の  
支払手続きが説明してあります。  
ご不明な点は下記にお問合わせ下さい。

< 相談窓口 >

連絡先:

# 相続人確認表



## 相続人の範囲

- ①配偶者は常に相続人になります。
- ②下記の方が配偶者と共に相続人になります。
  - ・第一順位 → 子 …………… 子が死亡している場合は、孫が代襲相続人となります。
  - ・第二順位 → 父母 …………… (第一順位の相続人がいない場合)父母が死亡している場合で、祖父母が存命であれば、祖父母が相続人となります。
  - ・第三順位 → 兄弟姉妹 …… (第一順位・第二順位の相続人もいない場合)兄弟姉妹が死亡している場合は、甥姪が代襲相続人となります。

# 1. 相続に関するお手続きの流れ

相続に関するお手続きの流れは以下のとおりです。

## ①当金庫のお取引店窓口へお申出ください

- ・お取引店にご相談ください。
- ・ご融資がある場合には、ご融資のある店舗にご相談ください。
- ・ご準備いただく必要書類等をご説明いたします。

## ②必要書類の準備をしてください。

- ・戸籍謄本または法定相続情報一覧図、印鑑証明書（相続人全員のもの）の他、お申出時に当金庫よりお願いした書類を準備ください。
- ・遺言書や遺産分割協議書の内容により異なる場合がありますので、詳細については窓口にてご確認願います。

## ③相続人全員で「相続手続依頼書」に記入してください。

- ・遺言書、家庭裁判所の審判等などの事情がある場合は、遺言書、審判書の原本をお持ちになりお取引店の窓口までお越しください。
- ・遺言書や遺産分割協議書の内容により記載方法が異なる場合がありますので、詳細については窓口にてご確認願います。

## ④当金庫のお取引店窓口へ書類を提出してください。

- ・お取引店に相続関係書類を提出してください。
- ・書類を提出される際には、ご預金等を相続される方がご持参ください。（ご預金等を相続される方ご本人が来店できない場合は、事前にお取引店に連絡してください）
- ・お手続きの終了まで1週間程度を目安としてください。（ご事情により前後する場合がありますのでご了承ください）

## 2. 相続開始から相続税申告までの一般的な手続きの流れ

相続開始から相続税申告までの一般的な手続きの流れは以下のとおりです。

### 相続開始

- ①死亡届を市町村役場に提出してください。(死亡の事実を知った日から7日以内)
- ②遺言書の有無を確認してください。
- ③相続人の確認をしてください。
- ④相続の放棄あるいは限定承認をするか決定してください。
- ⑤葬儀の整理
  - ・葬儀費用等の領収書を保管してください。
  - ・香典の整理をしてください。
- ⑥相続手続をしてください。

### 3ヶ月

- ⑦所得税・消費税等の納付の準備をしてください。

### 10ヶ月

- ⑧相続税の申告書の作成と申告・納税をしてください。

注) 当金庫の相続預金等の事務手続きについては期限はありませんが、お手続きが済みませんとご預金等のお引出しができません。  
お早めにお手続きをお願いします。

**MEMO**

### 3. 相続の方法

お亡くなりになったことのお申し出など

相続のお手続きが完了するまでのお取引について

※相続のお手続きが完了するまでは、被相続人のご預金等のお引出し、ご入金のお取扱いはできなくなります。

…… 4 頁をご覧ください。

※被相続人の残高証明書などの発行が必要な場合

…… 5 頁をご覧ください。

遺言書あり

遺言書なし

公正証書遺言

公正証書遺言以

相続人全員にて  
遺産分割協議

遺産分割協議前など

遺言はその人の財産の処分に関する最終意思でもあり、その意思の正確さが必要なため一定の方式が要求されますが、遺言の一般的な方式は次の3種類です。

※公正証書遺言

遺言者の遺言内容を、公証人が書き留めた遺言です。原本は公証人役場にあり、遺言者・証人2名以上、公証人の署名・捺印があります。

※自筆証書遺言

遺言者が自分で遺言の内容の前文と日付を記載して署名・捺印するものです。

※秘密証書遺言

遺言者が自分で遺言の内容と日付を記載して署名・捺印した後、封筒に入れて遺言に押印した印鑑をもって封印し、公証役場で証明等してもらう方法です。

相続人間での遺産分割協議は終了していないが、とりあえず、遺産分割協議は金融機関から払戻しを受けた後に相続人間で行なう場合などです。

限定承認手続き、相続放棄の手続き

分割協議成立

分割協議不成立

相続人が決まり、また、財産や債務の調査・把握が終わった段階において、その財産や債務を相続人の中でどのように分けるかを定めることを遺産分割（協議）といい、この協議の内容をまとめたものが遺産分割協議書です。

(注) 相続人の中に未成年者がいるときは、未成年者の住所地の家庭裁判所へ特別代理人の選任の申し立てが必要となる場合があります。(親権者と未成年者がいずれも共同相続人である場合や共同相続人に複数の未成年者がおり、その親権者が同一人物である場合等)

家庭裁判所の調停・審判

相続人全員の合意による分割協議が整わない場合、家庭裁判所の調停または審判の手続きによって遺産を分割することになります。

ご預金等相続のお手続きに際し、ご用意いただく書類などにつきましては、6頁をご覧ください。

## 4. 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

### ①お取引内容とお取扱い方法

被相続人(亡くなられた方)の預金等お引出し、ご入金については、相続手続きが完了するまで、お取扱いできなくなります。

また、下記のお取引につきましては、以下のように取扱わせていただきます。詳しくは窓口へお問合せください。

お取引内容	お取扱い方法
口座振替契約	<ul style="list-style-type: none"><li>・口座振替を停止させていただきます。</li><li>・引き続き口座振替のご利用を希望する場合は、別途依頼書の提出など必要な手続きをお願いします。</li></ul>
振込入金	<ul style="list-style-type: none"><li>・振込でのご入金につきましては、先方の銀行に連絡のうえ、振込ご依頼人のご指示によりお取扱いいたします。</li><li>・家賃など継続的な振込入金がある場合は、入金指定口座を変更していただくようお願いします。</li></ul>
自動継続式定期預金	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動継続式定期預金の満期日が到来しましたら、この定期預金の継続手続きは自動継続せずに停止させていただきます。</li></ul>
総合口座取引	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合口座取引の通帳を窓口へお持ちください。</li><li>・総合口座普通預金に当座貸越がある場合は、総合口座定期預金と相殺させていただきます。</li></ul>
当座預金取引	<ul style="list-style-type: none"><li>・当座勘定規定にもとづき解約処理いたします。</li><li>また、未使用の小切手・手形用紙を窓口へお持ちくださいますようお願いいたします。</li><li>なお、未決済の小切手・手形がございました場合は、お申し出ください。</li><li>・解約資金は、他のご預金の相続手続き時にお支払いいたします。</li></ul>
貸金庫契約	<p>開扉のお取扱いは停止いたします。</p> <p>開扉、内容物のお受取り等のお手続きにつきましては、別途依頼書の提出など必要な手続きをお願いします。</p>
融資取引	融資の取引につきましては、担当係にお問合せください。
その他	その他ご不明な点がございましたらお問合せください。

## ②残高証明などの発行

被相続人(亡くなられた方)の残高証明書などの発行が必要な場合は、次のとおりお取扱いさせていただきますので、窓口にお申し出ください。

### 【1】発行のお申し出

残高証明は、相続人、相続人代理人、遺言執行者、相続財産管理人のお申し出により発行いたします。

### 【2】必要書類

次の書類をお持ちください。

相 続 人	①被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ・上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本 ②相続人の印鑑証明書 ③残高証明書発行依頼書(当金庫所定) ・ご依頼人さまが自署・捺印(実印)してください
相 続 人 代 理 人	①被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ・上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本 ②相続代理人書類(委任状など) ③相続代理人の印鑑証明書 ④残高証明書発行依頼書(当金庫所定) ・相続人代理人さまが自署・捺印(実印)してください
遺 言 執 行 者	①相続執行者であることがわかる書類(遺言執行者選任の審判書など) ②遺言執行者の印鑑証明書 ③残高証明書発行依頼書(当金庫所定) ・遺言執行者さまが自署・捺印(実印)してください
相 続 財 産 管 理 人	①相続財産管理人であることがわかる書類(相続財産管理人選任の審判書など) ②相続財産管理人の印鑑証明書 ③残高証明書発行依頼書(当金庫所定) ・相続財産管理人さまが自署・捺印(実印)してください
・ご預金等が複数の店舗にある場合は、その店舗数分必要となります。	

### 【3】残高証明発行手数料

残高証明書発行に際しては、当金庫所定の発行手数料をいただきます。

## 5. 相続に関して一般的にご用意いただく書類など

確認欄	No	必要書類など	ご説明事項	発行先
	1	相続手続依頼書	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人全員の方の自署、実印での捺印をお願いします。</li> <li>遺産分割協議書・遺言書等により特定人に相続される場合は、特定人のみの自署・捺印(実印)をお願いします。</li> </ul>	当金庫窓口
	2	亡くなられた方の法定相続情報一覧図	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局等の登記所で発行され、亡くなられた方の法定相続人が特定されている書類です。</li> <li>※ 法定相続情報一覧図に記載された相続人の「住所」や「生年月日」が非表示のものは確認書類として使用できませんのでご注意ください。</li> </ul>	法務局等の登記所
	3	亡くなられた方の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本など	<ul style="list-style-type: none"> <li>お生まれのときから、お亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本をすべてご用意いただきます。</li> <li>※ すでにお亡くなりになっている推定相続人について、別途、戸籍謄本をお願いすることがあります。</li> </ul>	本籍所在地の市区町村役場
	4	相続人の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚、養子縁組などで除籍されている相続人の方は、現在の戸籍謄本をご用意ください。</li> <li>※ 代襲相続の場合は、被代襲者のお生まれになった時から、お亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本類が必要になります。</li> </ul>	
	5	相続人の印鑑証明書 (ご依頼日時時点で発行日から6ヵ月以内のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人全員(上記1の依頼書へ署名・ご捺印される方)について、各1通ずつ必要です。</li> <li>※ 海外に住居のある方は、大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要となります。</li> </ul>	現住所の市区町村役場
	6	本人確認資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続でご来店される関係者の方は、印鑑証明書以外にも健康保険証、運転免許証など、公的書類のご用意をお願いします。</li> </ul>	公的機関
	7	預金通帳 定期預金証書 定期積金証書 キャッシュカード 出資証券 貸金庫の鍵・カード	<ul style="list-style-type: none"> <li>お取引いただいているすべての通帳・証書、鍵、カード等のご提出をお願いします。</li> <li>※ お取引内容により、しのめ信用金庫所定の書類が必要となります。</li> </ul>	当金庫窓口
	8	相続人の実印・取引印	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金の払戻印は実印、名義書替をされる場合は引継がれる方の取引印が必要となります。</li> </ul>	
	9	遺産分割協議書 (遺産分割協議書がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺産分割協議書を作成する場合は、当金庫の預金等について相続方法を記載してください。</li> <li>作成された遺産分割協議書には、遺産分割協議に参加された方全員の印鑑証明書を添付してください。</li> <li>※ 未成年者の相続人が遺産分割協議する場合は、特別代理人の選任が必要です。この場合、特別代理人の印鑑証明書をご用意ください。</li> </ul>	
	10	調停調書・審判書 (遺産分割調停または審判があった場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所の調停があった場合は、調停調書正本、または謄本が必要となります。</li> <li>審判があった場合は、審判書正本、または謄本、および審判確定証明書が必要となります。</li> </ul>	家庭裁判所
	11	遺言書 (遺言がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言書および遺言検認調書謄本</li> <li>※ 自筆証書遺言、または秘密証書遺言の場合は、検認手続が必要です。</li> <li>遺言執行者選任審判書</li> <li>※ 遺言書で遺言執行者が選任されている場合は不要です。</li> </ul>	検認手続きは家庭裁判所

《お願い》 上記一覧表以外にもご用意いただく書類などにつきましては窓口にお問い合わせください。

## 6. 法定相続一覧図(法定相続情報証明制度)について

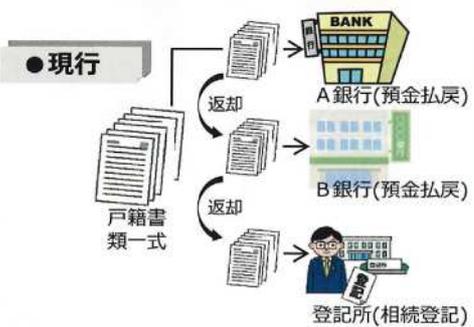
あなたの相続手を応援します！

# 法定相続情報証明制度



平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

※1 相続手続が必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



**ポイント！**  
預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

① 申出(法定相続人又は代理人)

- ①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



**ポイント！**  
時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

② 確認・交付(登記所)

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸籍謄本等の返却



③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

未来につなぐ相続登記  
不動産の相続登記  
をお忘れなく！  
次の世代へのつとめです

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

前橋地方法務局

## 7. 戸籍謄本について

### ①被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本について

相続人を確認するためには、被相続人(亡くなられた方)が生まれたときから亡くなられた時までの連続した戸籍謄本が必要となります。

(一般の戸籍の他に、改製原戸籍が必要となる場合がありますので下記をご参照ください)

#### 【大正生まれで結婚・転籍された方の具体例です】

被相続人(亡くなられた方)が生まれた日



昭和32年法務省令により戸籍を改製



結 婚



転 籍



平成6年法務省令により様式が改製



この方の例では  
計5通の戸籍謄本が  
必要となります。



### ②相続人様の戸籍謄本について

戸籍抄本(本人部分のみのもの)のご提出をお願いします。

ただし、下記に該当する方の場合、提出は不要です。

- (1) 被相続人様と同一の戸籍にいる方
- (2) 被相続人様の戸籍から結婚等で除籍されたが、現在の姓が被相続人様の戸籍から確認できる方

#### 【信金花子さんが相続人の具体例です】

信金花子さん(相続人)が、しののめ太郎さんと結婚し、花子さんの親(被相続人)が亡くなられ、花子さんが相続人になった場合。

##### 親の戸籍の記載

- ・「〇年〇月〇日しののめ太郎と婚姻夫の氏の新戸籍編成につき削除」

##### 現在の氏名

- ・「しののめ花子」のまま → 親の戸籍に記載があるため省略可
- ・「富岡花子」等、姓が結婚時の姓と異なる場合 → 現在の戸籍謄本の提出をお願いします。

### ③戸籍の入手の方法

- (1) 戸籍のある市町村で入手できます。
- (2) 戸籍のある市町村が遠隔地の場合は、当該市町村役場の戸籍担当者の方に郵送による交付方法についてお問合せください。

## 8. 印鑑証明について

- (1) 相続人全員の方の印鑑証明書の提出をお願いします。(発行後 6 ヶ月以内のもの)
- (2) 海外に居住している方で印鑑証明書が取得できない方は、お取引店にお問合せください。

## 9. 「相続手続依頼書」について

- (1) 「相続手続依頼書」には、相続人の皆様全員が各自直筆で署名し、各自のご実印を押捺してください。
  - ① ご記入事項を訂正される場合は、該当箇所全てに必ず訂正印をご捺印ください。
  - ② ご実印の押捺において、押捺欄に「複数捺印」「不鮮明」「重ね押し」の場合は受付ができませんので、新しい用紙をご使用ください。
- (2) 相続人の方に未成年者の方がいる場合は、お取引店にお問合せください。
- (3) 遺言書・審判書等がある場合は、遺言書・審判書等の原本をお取引店にお持ちのうえご相談ください。
- (4) 「貸金庫」のご利用がある場合は、事前にお取引店にご連絡お願いいたします。

**MEMO**

## 10. 相続チェックリスト

相続のためにやらなければならないことは本当にたくさんあります。期限が指定されているものもありますので、下表を参考にしてください。

確認欄	しなければならないこと	時期(期日)	窓口	備考
<input type="checkbox"/>	葬儀社の決定	死亡後速やかに		葬儀の形式、日程、場所などを決めましょう。
<input type="checkbox"/>	連絡先の取りまとめ	死亡後速やかに		親戚、友人、仕事関係など被相続人の死亡を連絡する人をリストアップしましょう。
<input type="checkbox"/>	死亡届の提出	死亡後7日以内	役所 (市区町村)	葬儀社が代理で提出してくれることもあります。
<input type="checkbox"/>	死体埋火葬許可申請書の提出 死体埋火葬許可証の受領	火葬前までに	役所 (市区町村)	死亡届の提出と同時に、死体埋火葬許可証の交付を受けましょう。
<input type="checkbox"/>	通夜	死亡日の翌日夜が多い	寺、葬儀社	喪主、世話役、遺影、参列人数を決めて、戒名を依頼しましょう。
<input type="checkbox"/>	葬儀・告別式	通夜の翌日昼が多い	寺、葬儀社	出棺前に喪主があいさつをします。
<input type="checkbox"/>	出棺・火葬	葬儀・告別式後	火葬場	埋火葬許可証は5年間の保管義務があります。
<input type="checkbox"/>	初七日法要	死亡後7日目	寺、葬儀社	精進落としの喪主あいさつがあります。
<input type="checkbox"/>	健康保険証の返還	死亡後 14日以内	勤務先、 役所(市区町村)	公的医療保険の被保険者は、自治体から葬祭費や埋葬料が支給されるので請求しましょう。
<input type="checkbox"/>	年金支給を止める	死亡後10日、 または14日以内	年金事務所、 年金相談センター	日本年金機構に住民票コードを登録している人は平成23年7月以降、原則手続きが省略できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の有無の確認 遺言書の検認	死亡後速やかに	公証役場、 家庭裁判所	公正証書遺言以外の遺言は、家庭裁判所の検認が必要です。
<input type="checkbox"/>	遺産・負債の確定	死亡後速やかに	相続人	被相続人が所有していた財産の種類ごとに目録を作成し、借金も正確に把握しましょう。
<input type="checkbox"/>	四十九日法要	死亡後49日目	寺、葬儀社	忌明け、日程を変更する場合は前倒しで行いましょう。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認についての意思決定	3か月以内	家庭裁判所	相続放棄は、他の相続人の合意は必要なく、相続人1人から判断できます。
<input type="checkbox"/>	遺留分減殺請求	相続開始および遺留分の侵害を知った日から1年	(家庭裁判所) ※相手側が応じれば、裁判所の手続きは不要。	相続発生後に遺留分を放棄する場合は、手続きは不要です。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	税務署、税理士	申告や納付が遅れると加算税・延滞税が発生するので注意が必要です。
<input type="checkbox"/>	遺言執行または遺産分割協議	できるだけ早めに	相続人全員 ※遺言執行者が選任されている場合は遺言執行者	遺産分割の期限はないが、後々のトラブルを防ぐためにも早めが望ましいでしょう。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	税務署、税理士	申告や納付が遅れると加算税・延滞税が発生するので注意が必要です。
<input type="checkbox"/>	納骨	一周忌ごろまで	寺	四十九日法要や一周忌にあわせて納骨式を行うことが多いようです。
<input type="checkbox"/>	遺族年金の請求	5年以内	役所(市区町村)、 年金事務所など	被相続人が一定の要件を満たした公的年金加入者の場合に必要となります。

※ 葬儀・仏事に関する記載は一例です。

## 11. ご参考

### 【1】相続の開始

相続とは、ある人の死亡により、その人の財産についての一切の権利と義務を、死亡した配偶者や、一定の範囲の親族が受け継ぐことです。

死亡した人の権利や義務を引き継ぐ人のことを「相続人」、死亡した人のことを「被相続人」、相続人が受け継いだ財産のことを「相続財産」といいます。

### 【2】相続財産

相続財産の主なものには、下記のようなものがあります。

- ・ 土地、建物
- ・ 現金、預金
- ・ 株式、社債等
- ・ 債務（ローン、保証債務、連帯債務等）

（注）その他さまざまな権利・義務があります。

### 【3】法定相続人

民法の定めでは、下記のように順位および割合が決められています。

なお、被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

順位	法定相続人	法定相続分			
		配偶者	子供	直系尊属	兄弟姉妹
1	配偶者と直系卑属（注1）	1/2	1/2	—	—
2	配偶者と直系尊属（注2）	2/3	—	1/3	—
3	配偶者と兄弟姉妹	3/4	—	—	1/4
4	配偶者のみ	全部	—	—	—

注1 直系卑属：被相続人の子供（代襲相続人 注3 を含みます）

注2 直系尊属：被相続人の父母（または祖父母）

注3 被相続人の子供が相続開始以前に死亡したり、欠格事由や廃除により相続権を失ったときは、その子供（被相続人の孫）が代襲して相続人となります。

また、兄弟姉妹の子供も代襲相続しますが、その子供以降は代襲相続しません。（甥・姪までは代襲相続します。）

なお、代襲相続人の相続分は、その親の相続分を均等分します。

**MEMO**